

議案第 66 号

指定管理者の指定について

上越市吉川ゆったりの郷条例（平成 16 年上越市条例第 95 号）第 7 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

上越市長 中 川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
吉川ゆったりの郷	上越市吉川区長峰 100 番地 ネクストリゾート上越株式会社 代表取締役 田知花 康彦	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで